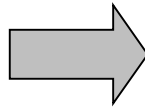


農地法以外の手続き

農地転用や土地区画の変更等の行為は、計画によっては農地法以外の法令の手続きが必要です。関係する場合は、各所管部署と協議を行ってください。

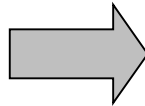
農業振興地域の農用地区域
内で行為を行う場合



京田辺市役所 農政課
(TEL 0774-64-1362)

※当該農地が農用地区域内であるかの確認も、農政課にお問い合わせください。

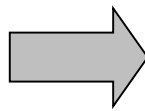
開発行為・建築行為を行う場合



京都府山城北土木事務所
(TEL 0774-62-0047)
京田辺市役所 開発指導課
(TEL 0774-64-1348)

- ・都市計画法・建築基準法に伴う手続き：京都府山城北土木事務所
- ・京田辺市開発行為等の手続き等に関する条例に伴う手続き：開発指導課

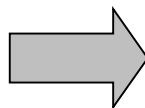
切土・盛土、土の搬入・搬出
が伴う行為を行う場合



京都府山城北土木事務所 (同上)
京田辺市役所
開発指導課 (同上)
環境課 (TEL 0774-64-1366)
文化・スポーツ振興課
(TEL 0774-64-1300)

※宅地造成等規制法に伴う手続き……京都府山城北土木事務所
京田辺市開発行為等の手続き等に関する条例に伴う手続き……開発指導課
京田辺市土採取の規制に関する条例に伴う手続き……環境課
京田辺市土砂等による埋立等の規制に関する条例に伴う手続き……環境課
文化財保護法に伴う手続き……文化・スポーツ振興課

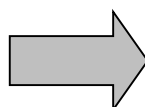
道路・河川区域内及び道路
構造物等に影響を及ぼす行
為を行う場合



京都府山城北土木事務所
(府管理部分) (同上)
京田辺市役所 施設管理課
(市管理部分) (TEL 0774-64-1342)

※行為に際して、境界・排水の処理等も関係者と適切に調整を行ってください。

綴喜西部土地改良区の流域
内で行為を行う場合



綴喜西部土地改良区
(TEL 0774-62-0464)

これらは、手続きの一部を記載したものです。

上記以外にも、他法令で手続きが必要な場合もありますので、各申請人・届出人において、手続きを行うようご留意願います。